

ドイツや米国、インド、ハワイや韓国、台湾などで若者たちが国や企業に気候訴訟を提起し、勝訴判決に至った例も多く、勝訴的和解を実現した例も生まれています。2024年8月6日、日本でも中学生を含む北海道から九州までの16人の若者たちが名古屋地方裁判所に、日本のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の3割以上を排出している火力発電事業者10社を被告とし、日本の不法行為法を根拠法として、発電部門での排出削減を求める訴訟を提起しました。若者世代は現在の高齢世代よりも数倍、深刻な気候変動の影響をその生涯において受けることになります。その程度は、とりわけ2030年までの排出削減にかかっています。

そこで、被告企業らに、少なくとも、IPCC第6次評価報告書統合報告書によるCO<sub>2</sub>排出削減の経路（2019年比で2030年に48%削減、2035年に65%削減）の実現を求めています。

電力セクターは最大の排出源であり、再生可能エネルギーという経済合理性のある代替手段がありことから、国際的に、他のセクターに優先して先行的に排出削減を進め、先進国は2040年までに脱炭素化していくことが確認されています。IPCC第6次統合報告書によるこの削減経路は、最低限の水準と考えられます。

原告たちは、すでに、それぞれの生活場所での日常生活でさまざまな影響を受けていますが、今後、さらに激甚化する気候変動の影響から生活も行動も制約を受けることになります。危険な気候変動の影響から護られることは、人々の基本的権利であり、国や企業はその権利を護るための行動が求められていることを訴えた訴訟に、共感が広がっています。この訴訟の進行は、気候ネットワークのホームページ及び若者気候訴訟のホームページ(<https://youth4cj.jp/>)で紹介されています。  
(浅岡美恵)



名古屋地方裁判所前で、2025年5月22日の第3回期日に臨む若者気候訴訟の原告たち